

# 京都府建設業等人材確保対策支援事業 (働きやすい環境づくりのための設備等導入)

生産年齢人口の減少などにより建設業の人手不足が深刻化しています。そこで建設現場での働きやすい環境づくりの実現に向けて、補助期間中に中小企業が実施する業務の効率化や省人化等を図る取組に対し、経費の一部を補助します。

【申請期間】 令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) (当日必着)

※郵送の場合は当日消印有効

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、予告無く申請受付を打ち切る場合があります。

【補助期間】 交付決定日(又は事前着手日)～令和7年2月25日(火)

※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

※事前着手日は令和6年4月1日以降に限ります。

補助対象経費	測量機器やICT機器等の <b>導入に要する経費(※1)</b> で、建設現場における働きやすい環境づくりに向け、業務の効率化や省人化等の効果があると知事が認めたもの。(消費税及び地方消費税を除く。)	
補助対象者	京都府内に主たる営業所を置く「令和6年度京都府建設工事競争入札参加資格者」又は「令和6年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者」のうち、中小企業の事業者	
対象品目	測量機器	(例) 地上型レーザースキャナー、自動追尾機能付き測量機器、ドローン、GNSS受信機
	建設機械	(例) MC、MGの重機
	ICT機器等	(例) ウェアラブルカメラ、定点カメラ/CCUS 現場運用支援機器/電熱式防寒服
補助金額	<b>補助対象経費の3分の2以内(上限:750万円)</b> ただし、労働者の処遇改善、働き方改革を実施する事業者に限る(※2) 上記を実施しない場合は2分の1以内(上限:500万円) ※補助金は、予算の範囲内で交付し、申請多数の場合は、補助金の減額又は不採択となることがあります。	

※1 機器等の所有を伴わない、**賃借に要する経費は補助対象外**

※2 令和2年4月1日以降に以下の項目の1以上の達成を確認できる場合

- ①労働基準法で定められている時間外・休日労働時間に関する協定(36協定)の締結
- ②全対象事業場において、4週における所定休日を1日以上増加
- ③労働者一人当たりの給与総額を1.5%以上引き上げ

## 補助金に関する相談窓口

相談窓口	京都府建設交通部指導検査課調整係 [平日9時～12時、13時～17時](土日祝日は除く) 電話:075-414-5225 E-mail:shido@pref.kyoto.lg.jp
------	--

申請フォーム、申請の手引き、様式等のダウンロードはこちら  
「京都府HP 京都府建設業等人材確保対策支援事業の申請受付開始について」

